傷病手当金申請時の事前確認事項について

申請にあたり、以下の事項について承諾いただき、**「傷病手当金請求書」の誓約欄に☑をいれてください。**

1. 傷病原因について
   第三者の行為によるものであるときは、別途「第三者行為による傷病届」が必要となりますので事前に当組合までご連絡ください。なお、労災に該当する傷病については申請できません。

2. 不適切行為や虚偽報告による不支給決定等について
   傷病手当金は療養のため労務不能となった場合の生活保障の目的で支給されるものであり、療養に反するような不適切な行為**（医療機関等の指示に従わず、治療や投薬を受けないような不作為を含む）**、また虚偽の報告の事実が判明した際には、シーイーシー健康保険組合が不支給決定または保険給付の一部を行わないと判断する場合があります。

3. 年金受給に伴う傷病手当金の返還について
   申請する疾病と同一の疾病で厚生年金保険法の障害厚生年金または障害手当金を受けられるとき、または資格喪失後の継続給付で、老齢または退職を支給事由とする年金を受給したときは、速やかにシーイーシー健康保険組合へ連絡してください。なお、年金証書等の写しを提出するとともに、年金受給額が傷病手当金を上回る場合に、既に支払われた傷病手当金について遡及して返還する必要が生じる場合があります。

4. その他注意事項
   傷病手当金は、被保険者が業務外の病気や怪我で療養のため仕事を休み、給与等が支払われないとき、被保険者の生活保障的な位置づけで給付されるものですので、**できるだけ1ヶ月毎に申請してください。**
   申請書類提出後、健康保険法に基づいた審査等を行うため支給決定までに時間がかかる場合があります。また、追加の書類を提出していただくことがあります。

（次頁に関係法令を記載）

＜関係法令＞

- 健康保険法第59条

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

- 健康保険法第99条

被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

- 健康保険法第108条第3項

傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発症した疾病に関し、障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は支給しない。ただし障害厚生年金の額が傷病手当金を下回るときは、傷病手当金の額との差額を支給する。

- 健康保険法第108条第4項

傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発症した疾病に関し、障害手当金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は支給しない。ただし障害手当金の額が傷病手当金を下回るときは、傷病手当金の額との差額を支給する。

- 健康保険法第108条5項

資格喪失後の継続給付の支給を受けるべき者が、国民年金法又は厚生年金法による老齢を支給事由とする年金、その他の老齢又は退職を支給事由とする年金を受給しているときは、傷病手当金は支給しない。ただし、年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給する。

- 健康保険法第119条

保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

- 健康保険法第120条

保険者は、偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした者に対して6月以内の期間を定めてその者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし偽りその他不正の行為があった日から1年を経過したときは、この限りではない。

- 健康保険法第121条

保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部または一部を行わないことができる。

- 健康保険法第193条

保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。